

令和6年4月 改訂

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

～ せいかつ こま かた 生活にお困りの方はどなたでも まずはご相談ください ～



このしおりは、せいかつ ほ ご せいど せいめい 生活保護の制度について説明したものです。

わからないことやご相談のある方は、お気軽に尾張旭市福祉事務所までお問い合わせください。

おわりあさひしふくしじむしょ せいかつ ほ ご りょう かた じぶん ちから
尾張旭市福祉事務所は、生活保護を利用する方が自分たちの力で
せいかつ しえん
生活できるよう支援します。

おわりあさひしふくしじむしょ 尾張旭市福祉事務所

おわりあさひしやくしょ けんこうふくしふ ふくしか しゃかいふくしがかり
(尾張旭市役所 健康福祉部 福祉課 社会福祉係)

〒488-8666 おわりあさひしひがしだいどうちようはらた ばんち
尾張旭市 東 大道町原田2600番地1

☎ 0561-76-8141 (ちやくつう 直通)

FAX 0561-52-3749

目次

1	生活保護とは	1
2	生活保護の手続き	2
3	生活保護の原則	3
4	保護の要件	4
5	生活保護費（最低生活費）の考え方	6
(1)	支給される生活保護費	6
(2)	収入の取扱い	6
(3)	保護費の支給方法	7
6	生活保護の種類	8
7	生活保護の権利と義務	9
(1)	生活保護受給中の権利	9
(2)	生活保護を受けるうえで守らなければいけないこと	9
(3)	生活保護費の返還が必要な場合	11
8	注意していただきたいこと	12
(1)	医療扶助について	12
(2)	住宅扶助について	13
(3)	介護サービスについて	14
(4)	その他	14
9	相談先	15

1 生活保護とは

生活保護とは、憲法第25条（生存権保障）の理念に基づく生活保護法により実施されるもので、生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立を助けることを目的とした制度です。

経済的に不足するところを補うことで日々の暮らしを保障し、「生活の立て直し」や「自立の助長」を目的とした支援を行います。

生活保護の申請は「国民の権利」です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもありますので、ためらわずにご相談ください。

「困窮相談」や「生活保護の手続き」は、

市役所 福祉政策課、福祉課【1階6番窓口】で受け付けています。

【外国籍の方】

生活保護法が定める「国民」にあたらないため、生活保護は利用できません。

ただし、在留資格等の要件を満たす方には、行政措置として生活保護に準ずる取扱いをします。

【暴力団員】

生活保護法が定める「保護の要件」を満たさないものとして、急迫した状態にある場合を除

き申請を却下します。また、生活保護利用中に暴力団員であることが判明した場合も、生活

保護廃止の対象になります。

2 生活保護の手続き

- ① **相談** 福祉政策課【1階6番窓口】で、まずは困りごとをご相談ください。



生活保護の相談・手続きは、福祉課で行います。

※ 電話での相談もできます。また、ご相談内容の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

- ② **申請** 生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。



申請は、福祉事務所にある申請書類に記入し、提出します。

また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料などが必要になることもあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することができます。

※ 明らかに窮迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活保護の利用を開始する場合があります。

- ③ **調査** 申請後、担当の職員（ケースワーカー）が資産状況などを調査し、



生活状況を具体的に確認するため家庭訪問をします。

調査のあと、生活保護による支援が必要かどうかを審査します。

- ④ **決定** 調査の結果、保護を受けられるかどうかは申請のあった日から、14日

以内（特別な事情がある場合は30日以内）に決定されます。

※ 保護の開始が決定されたときは、申請のあった日に遡って保護を開始します。

3 生活保護の原則

● 世帯単位の原則

生活保護の決定は、実際にお住いの世帯を一単位として決定されます。

世帯の認定は、戸籍や住民票によらず、申請者と生計が同一の場合（同じ家で生活している方）を同一世帯として認定します。

そのため、原則として世帯のうち特定の方のみの保護を実施することはできず、世帯全員で保護が必要か否かの判断をします。

※ 血縁関係のない同居人についても、原則として同一世帯員として認定します。

※ DV被害等により、同一世帯員として認定することが適切でない場合は、別世帯として認定することがあります。

● 居住地保護の原則

生活保護は住民登録によらず、居住実態によって実施されます。住民票を移していない場合でも、実際にお住いの自治体で保護の相談を受け付けます。

※ 住居のない方（路上生活をされている方も含む）についても生活保護の相談を受け付けています。なお、相談の窓口は、現在お困りの場所（現在いる場所）を管轄する自治体となります。

※ 病院入院中や障がい者、介護施設等に入院中の方は、取扱いが異なることがありますので、個別にご相談ください。

4 保護の要件

生活保護を受けるには、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを活用することを要件としています。利用できる資産を保有している場合などは、まずはその資産（年金や手当、雇用保険など）を活用していただくことが必要です。

● 資産の保有

生活保護を受けている間は、資産の保有に一定の制限があります。

自動車、バイク

自動車やバイク等の保有には、一定の制限があります。ただし、最低限の生活維持に必要がある場合（病気や障がいがあるための通院、通勤等に自動車を必要とする場合など）は、保有が認められる場合があります。

また、総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、保有が認められる場合もあります。詳しくは、お問い合わせください。



生命保険

貯蓄性や保険料の高い生命保険については、保有が認められない場合があります。保有の要件については、お問い合わせください。

不動産

居住用の土地・家屋は原則として保有できますが、処分価値が高い場合は売却処分の対象となります。また、住宅ローンを生活保護費から返済することは、原則として認められません。詳しくは、お問い合わせください。

その他

高価な貴金属や有価証券等、金銭的な価値があるものについては、保有の制約がある場合がありますので、詳しくは、お問い合わせください。



● 能力の活用

働ける方は、その能力や状況に応じて就労し、収入を得るよう努める必要があります。福祉事務所では、求職活動をするにあたり、就労支援や職業訓練などの支援を行っております。

また、病気や障がいや理由に就労が難しい方は、その程度に応じて医師と相談し治療を受け、健康の保持や増進に努めてください。



● 他の制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療費助成、各種社会保障など、生活を支えるための様々な公的制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用してください。詳しくは、お問い合わせください。



● 扶養義務について

親族からの扶養は保護の要件ではありませんので、親族がいても保護を受けることができます。ただし、親族から仕送りや養育費等を受け取る場合には「収入」として認定しますので、親族の方に可能な範囲での援助についてお伺いすることがあります。

親族からの援助は、金銭的な援助に限らず、緊急時等の連絡先となっていたり、各種手続きの際に同席していただくなど、金銭によらない支援についてもお伺いします。

なお、お話を伺って、DV（家庭内暴力）や虐待、長年疎遠な関係である等の特別な事情があり、扶養が期待できないと判断した場合には、親族への照会を行いませんので、事前に担当のケースワーカーにご相談ください。

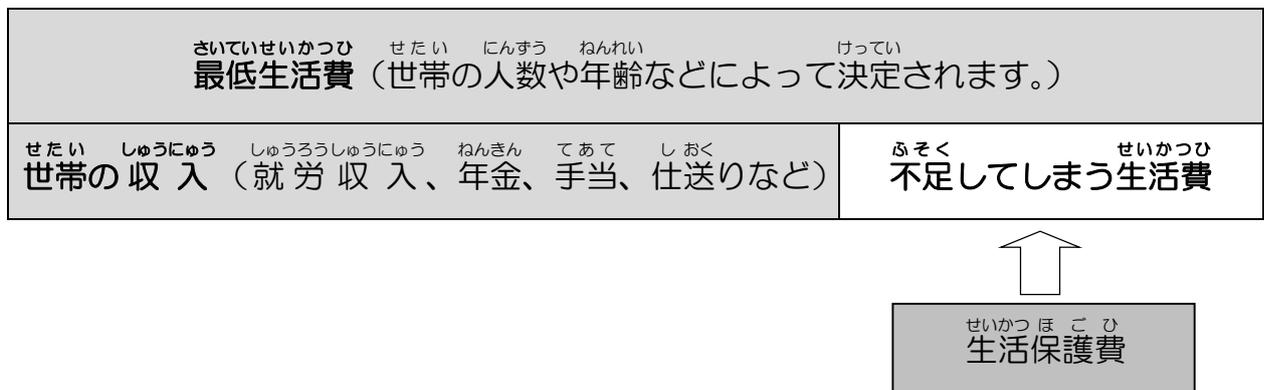


5 生活保護費（最低生活費）の考え方

(1) 支給される生活保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される「最低生活費」と「収入」を比較し、収入が最低生活費に満たない場合には、最低生活費から収入を差し引いた差額が生活保護費として支給されます。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。

なお、「生活保護費」は、世帯の収入の増減によって月ごとに変動するため、定額ではありません。また、国が定める「最低生活費」は基準改定により変更されることがあります。



(2) 収入の取扱い

給与収入に限らず、年金や手当、保険金、相続財産、物品の売却収入、宝くじの当選、借入金等の受給中に受け取ったすべての収入を届け出る必要があります。

※ 収入は賞与や高校生のアルバイト収入等も含め、世帯にいる人に収入があった場合も収入申告が必要となります。

※ 借入金（金融機関からの借入に限らず、知人や親戚、キャッシングを含む）も世帯の収入として取扱います。

※ 給与収入は必要経費として収入に応じた控除額が決められており、収入が増えるほど手元に残る金額が増えるようになっています。

ただ、^{しんこく}申告を行えば、^{おこな}控除や^{こうじょ}収入^{しゅうにゅうにんてい}認定をしない^{とりあつか}取扱いができる^{ばあい}場合があります。

※ ^{しゅうにゅう}収入があった際は、^{さい}必ず^{かなら}収入の^{しんこく}申告をしてください。^{しょうさい}詳細については、
P10 を^{かくにん}ご確認ください。

^{しゅうろしゅうにゅう} 就労収入 ^{たい} に対する ^{こうじょ} 控除	
^き ① ^{そこうじょ} 基礎控除	^{しゅうろしゅうにゅう} 就労収入がある場合、 ^{ばあい} 給与 ^{きゅうよそうがく} 総額に ^{おう} 応じて、 ^{いってい} 一定の ^{きんがく} 金額が ^{こうじょ} 控除されます。
^{さいみまんこうじょ} ② 20歳未満控除	^{さいみまん} 20歳未満の者が ^{もの} 就労した場合、 ^{しゅうろ} 基礎控除のほかに ^{ばあい} 一定の ^き 金額が ^{そこうじょ} 控除されます。 ^{いってい}
^た ③ ^{ひつよう} その他の必要 ^{けいひ} 経費	^{しゃかいほけんりょう} 社会保険料、 ^{しょとくぜい} 所得税、 ^{つうきんこうつうひなど} 通勤交通費等の ^{ひつようけいひ} 必要経費が ^{こうじょ} 控除されます。
^{こうこうせい} 高校生の ^{しゅうにゅう} アルバイト収入	
^{こうこうせい} 高校生のアルバイト収入のうち、 ^{しゅうにゅう} 授業料の ^{じゅぎょうりょう} 不足分や ^{ふそくぶん} 修学 ^{しゅうがくりょこうひ} 旅行費、 ^{がくしゅう} 学習 ^{じゅくだい} 塾代、 ^{だいがく} 大学・ ^{せんもんがっこう} 専門学校の ^{にゅうがくきんなど} 入学金等、 ^{そうきじりつ} 早期自立に ^あ 充てられると ^{みと} 認められたものは、 ^{しゅうにゅう} 収入として ^{にんてい} 認定しない ^{とりあつか} 取扱いとなります。 ※ ^{じりつこうせいけいかくしょなど} 自立更生計画書等の ^{ひつようしょるい} 必要書類を ^{ていしゅつ} 提出し、 ^{じぜん} 事前に ^{ふくしじむしょ} 福祉事務所の ^{しょうにん} 承認を受け ^{ひつよう} する必要があります。	

(3) ^{ほごひ} 保護費の ^{しきゅうほうほう} 支給方法

^{まいつき} 毎月の ^{ほごひ} 保護費	^{りんじ} 臨時の ^{ほごひ} 保護費
^{ほごひ} 保護費は、 ^{げんそく} 原則として毎月5日（5日） ^{どにち} が土日、 ^{しゅくじつ} 祝日に ^あ 当たる場合は、 ^{ばあい} その ^{ちやくぜん} 直前の ^{へいじつ} 平日）に ^{してい} 指定の ^{きんゆうきかん} 金融機関へ ^{ふりこ} 振込み みます。 	^{アパート} アパートの ^{けいやくこうしんりょう} 契約更新料や ^{つうがくていき} 通学定期 ^{だい} 代など、 ^{りんじ} 臨時で ^{ひつよう} 必要となる ^{いちじてき} 一時的な ^ほ 保 ^{ごひ} 護費については、 ^{よくげつぶん} 翌月分の ^{ほごひ} 保護費に ^あ 合 ^わ わせて ^{しきゅう} 支給するか、 ^{りんじてき} 臨時的に ^{しきゅう} 支給しま す。

6 生活保護の種類

せいかつ いとな うえ しょう ひよう 生活を営む上で生じる費用	ぬじょ しゅるい 扶助の種類	しきゅうないよう 支給内容
にちじょうせいかつ ひつよう ひよう 日常生活に必要な費用 (しょくひ ひふくひ こうねつひなど (食費・被服費・光熱費等)) 	せいかつぬじょ 生活扶助	しょくひなど こじん ねんれい せたい にんすう ・食費等の個人の年齢や世帯の人数などで さんてい 算定します。 こうねつひなど せたい きようつうひよう がっさん ・光熱費等の世帯共通費用を合算して さんしゅつ 算出します。 とくてい せたい かさん ほし ・特定の世帯には加算があります。(母子 かさんなど 加算等)
やちん アパートの家賃など	じゅうたくぬじょ 住宅扶助	やちん ちだい じゅうたく ほしゅうなど ひよう さだ 家賃、地代、住宅の補修等の費用を定めら げんどがくない しきゅう れた限度額内で支給します。
ぎむ きょういく う 義務教育を受けるために ひつよう がくようひんひ きゅうしょくひ 必要な学用品費や給食費な ど	きょういくぬじょ 教育扶助	さだ さいていげんひつよう けいひ しきゅう 定められた最低限必要な経費を支給しま す。 
いりよう ひよう 医療サービスの費用 いりようひ つういん こうつうひ 医療費や通院のための交通費 など	いりようぬじょ 医療扶助	ひよう ちよくせついりようきかん しはら 費用は直接医療機関へ支払います。 ほけんてきょうない じこふたん はっせい (保険適用内であれば、自己負担は発生しま せん。) 
かいご ひよう 介護サービスの費用	かいごぬじょ 介護扶助	ひよう ちよくせつかいごじぎょうしゃ しはら 費用は直接介護事業者へ支払います。 げんそく じこふたん はっせい (原則、自己負担は発生しません。)
しゅっさんひよう 出産費用	しゅっさんぬじょ 出産扶助	さだ げんどがくない じっぴ しきゅう 定められた限度額内で実費を支給します。
しゅうろう ひつよう ぎのう しかく 就労に必要な技能、資格 しゅうとく ひよう こうとう 習得にかかる費用、高等 がっこうしゅうがくとう ひよう 学校就学等にかかる費用	せいぎょうぬじょ 生業扶助 	さだ げんどがくない じっぴ きじゅんがく ・定められた限度額内で実費または基準額 しきゅう を支給します。 だいがく せんもんがっこう しんがくひよう たい ・大学や専門学校への進学費用に対しても、 さまざま せいど そうだん 様々な制度があるので、ご相談ください。
せたいいん な さい ひつよう 世帯員が亡くなった際に必要 そうさいひよう な葬祭費用	そうさいぬじょ 葬祭扶助	さだ げんどがくない じっぴ しきゅう 定められた限度額内で実費を支給します。

※ その他、国民年金保険料、市県民税、NHK放送受信料、住民票交付手数料等の減免
 等を受けることができるので、ご相談ください。

7 生活保護の権利と義務

(1) 生活保護を受ける方の権利

生活保護を利用する方には、次のような権利が保障されています。

- 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
- 正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりすることはありません。
- 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。



- ※ 生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせします。決定的内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に県知事等に対して、審査請求することができます。ただし、外国籍の方は、この申し立てができません。

(2) 生活保護を受けるうえで守らなければいけないこと

生活保護を受ける方には、「生活の維持」や「自立した生活」が送れるようになるため、次のような義務があります。

- 生活上の義務
 - ・節約を心がけ生活の維持、向上に努めてください。
 - ・働ける方はその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。就労の可能性のある方については、就労に向けた助言や指導を行います。
 - ・病気やけがで働けない方は、病院を受診し、治療に専念して、健康の保持や増進に努めてください。



● とどけで 届出の義務

せいかつじょうきょう へんか ほごひ ちょうせい ひつよう かなら
生活状況に変化があったときは、保護費の調整をする必要がありますので、必

とどけで
ず届出をしてください。

<収入に変更があったとき>

- しゅうにゅう たいしよくきん かこ きゅうりょう
・収入があったとき（ボーナス、退職金、過去の給料、
- りんじしゅうにゅう みと かりいれきんなど
臨時収入、認められていない借入金等）
- ねんきん ていきてき しゅうにゅう ふ
・年金などの定期的な収入が増えたり減ったりしたとき



<世帯や生活状況に変化があったとき>

- かぞく じんいん ふ へ しゅっしょう しぼう てんにゅう てんしゅつ
・家族の人員が増えたり減ったりしたとき（出生・死亡・転入・転出など）
- じゅうしょ へんこう なが あいだいえ るす
・住所を変更したり、長い間家を留守にするとき
- しごと はじ や か
・仕事を始めたり、辞めたり、変えたりしたとき
- しゅうろうさき しゃかいほけん かにゅう しんぞく ふようかぞく しゃかいほけん かにゅう
・就労先の社会保険に加入したり、親族の扶養家族として社会保険に加入したとき
- やちん ちだい へんこう
・家賃、地代が変更されるとき
- あら つういん はじ つういん ちゅうだん にゅういん
・新たに通院を始めるとき、通院を中断するとき、入院するとき
- じりつしえんいりょうじゆきゆうしゃしょう していなんびょういりょうじゆきゆうしゃしょう しゅとく こうしん そうしつ
・自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証を取得・更新・喪失したとき
- た せいかつじょうきょう だい へんか
・その他、生活状況に大きな変化があったとき



● しどう しじなど したが ぎむ 指導・指示等に従う義務

ふくしじむしょ せいかつ いじ こうじょう ほご もくてき たっせい ひつよう ばあい ほうりつ
福祉事務所は生活の維持・向上や保護の目的を達成するために必要な場合、法律に

もと したが
基づいた指導や指示をすることがあります。この指導や指示に従っていただけない

ばあい しょうてい てつづ へ ほご ていし はいし
場合、所定の手続きを経て保護の停止や廃止となることもあります。



(3) 生活保護費の返還が必要な場合

● 費用返還

次のような事が発生した場合、支給した保護費を返還していただく場合があります。

・収入の金額に変更があった場合や、新たに収入があった場合

⇒ 正しい収入額で保護費を再計算した結果、過支給となった場合は、支給済の保護費を返還していただく必要があります。

・保護開始時に保有していた不動産や自動車などの資産の売却により、資力が現金化された場合

⇒ 保護開始以降に支給した保護費（医療費含む）を返還していただく場合があります。

・年金や手当を遡って受給した場合

⇒ その支給対象月に支給した保護費に応じて保護費を返還していただく場合があります。



● 費用徴収

故意に事実と異なる申告をしたり、収入の申告を行わなかった場合や福祉事務所が説明を求めた際に応じなかったり、虚偽の説明をした場合は、不正受給と判断される場合があります。

不正受給と判断されると、不正受給した金額を徴収し、場合によってはその金額の40%以内で加算金を徴収する場合があります。加えて、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金の罰則が科せられる場合もあります。

8 注意していただきたいこと

(1) 医療扶助について

● 保護開始決定前の受診

生活保護を申請し、調査期間中(保護開始決定前)に医療機関を受診する場合、受診前に担当のケースワーカーにご相談ください。医療機関によっては医療券を取り扱っていない場合や医療券を取り扱っていても10割分の医療費を請求される場合がありますため、救急の場合を除き、必ず事前にご相談ください。



● 医療券の使い方

生活保護の受給決定がされると、国民健康保険、後期高齢者医療保険の資格を喪失し、受給期間中は、「医療券・調剤券」を利用して医療機関を受診することになります。

「医療券・調剤券」は月ごと、病院ごとの発行となりますので、必ず受診前に担当のケースワーカーに受診する旨の連絡をしてください。

● 治療材料について

医師の判断により、治療上の理由で眼鏡やコルセット、入れ歯等が必要な場合は、治療材料として、その費用を支給することができる場合があります。医師により必要と診断された際は、購入前に事前に担当のケースワーカーにご相談ください。

※ 障がいや介護サービスで利用できるものがある場合、そのサービスが優先となります。



● ジェネリック(後発)医薬品使用の原則

処方される薬について、特別な事情がある場合を除き、原則としてジェネリック(後発)医薬品を利用してください。



● 重複受診について

医療機関への受診について、一つの傷病でいくつもの医療機関を受診することは認められていません。紹介状などを受けた場合を除き、一つの傷病につき、一つの医療機関で受診することが原則となります。

● 通院移送費について

医療機関に通院するなどの際に交通費が必要な場合には、事前に担当のケースワーカーにご相談ください。

(2) 住宅扶助について

住宅扶助の金額には同居している世帯の人数に応じて上限額があります。

家賃が保護の基準額を超えている場合、生活費を圧迫し最低生活の維持が困難になるため、転宅を求める場合があります。

福祉事務所等から転宅を求める場合、敷金等の初期費用や引越し費用は、限度額内で支給されます。

● 医療機関に入院する場合

ご自身や世帯員が医療機関に入院する場合、必ず福祉事務所に報告してください。

入院期間が1か月を超える場合、保護の基準額が変更となります。

なお、ご自宅で生活していた方が入院する場合、保護費が減額されますので、支給した保護費を返還していただく場合があります。



(3) 介護サービスについて

65歳以上の高齢者、40歳以上65歳未満の方で「脳血管疾患」などの病気（特定疾病）が原因で、自力で生活を維持することが困難な場合は、介護保険サービス※を利用できる場合がありますので、担当のケースワーカーにご相談ください。

※ サービスの利用には、要介護（要支援）認定を受けることと、ケアマネジャーがケアプランを作成する必要があります。なお、40歳以上65歳未満の方で、障害者総合支援法による給付が受けられる場合には、障害福祉サービスを優先して利用していただきます。



(4) その他

● 医療費や介護費の自己負担について

収入が一定以上ある方については、医療費や介護費の自己負担があります。詳しくは、担当のケースワーカーにご相談ください。

● 海外渡航について

海外渡航は、目的や期間によって取扱いが異なります。渡航が長期間になると生活保護を停止又は廃止することもあります。必ず事前に担当のケースワーカーにご相談ください。

● 自動車の運転

自動車の保有や運転には一定の制限があります。他人名義の自動車（レンタカーや知人の自動者）についても同様です。必ず事前に担当のケースワーカーにご相談ください。



● ケースワーカー（福祉事務所の職員）

ケースワーカーとは、生活保護を利用する方の困っていることへの解決や自立を目指す上でどうしていけばよいのかを一緒に考え、手助けをする者です。また、ケースワーカーは生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。何か生活上の問題があれば、遠慮なくご相談ください。

● 民生委員・児童委員

各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗ってくれる民生委員・児童委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、近くの民生委員・児童委員にもぜひご相談ください。



個人の秘密は堅く守りますので、安心してください。

と あ そうたんまどぐち
お問い合わせ・ご相談窓口

おわりあさひしふくしじむしよ
尾張旭市福祉事務所

おわりあさひしやくしよ けんこうふくしふ ふくしか しゃかいふくしがかり
(尾張旭市役所 健康福祉部 福祉課 社会福祉係)

〒488-8666 おわりあさひしひがしだいどうちょうはらた ばんち
尾張旭市 東 大道町原田2600番地1

☎ 0561-76-8141 (直通) ちよくつう

FAX 0561-52-3749

しやくしよ かい ばんまどぐち
市役所1階 6番窓口

げつようび きんようび しゆくじつ ねんまつねんしのぞ
月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く)

こぜん じ ぶん ごご じ ぶん
午前8時30分～午後5時15分